

板橋区軟式野球連盟細則

(目的)

第1条 この細則は、板橋区軟式野球連盟（以下「本連盟」という）規程の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 一般チーム、壮年チーム、還暦チーム、少年チーム及び学童チームの登録人員は、監督及び主将含め9名以上100名以内とする。ただし上部大会に出場する場合は、10名以上20名以内とする。

2 学童チームについては、小学校1年生から登録できる。

(会費)

第3条 連盟規程第25条定める会費は次のとおりとする。

	一般チーム	少年チーム	学童チーム
年会費(1チーム)	12,000円	7,000円	10,000円
入会金(1チーム)	15,000円	5,000円	5,000円
東京都軟式野球連盟費(1人)	600円	250円	250円
大会費(1チーム)	1～3部 18,000円 4～6部 14,000円	10,000円	8,000円
スポーツ保険(1チーム)	6,000円	(賠償保険を含む)	
周年記念積立金(1チーム)	2,000円	2,000円	2,000円
役員、審判員(1人)	1,500円		

(主催大会)

第4条 主催大会は次の通りとする。

- (1) 一般チームで構成される一般部の主催大会は春季大会、夏季大会及び秋季大会とする
- (2) 少年チームで構成される少年部の主催大会は春季大会及び新人戦大会とする
- (3) 学童チームで構成される学童部の主催大会は春季大会、選抜大会及び新人戦大会とする
- (4) その他

(後援大会)

第5条 後援大会は次の通りとする。

- (1) 板橋区区民大会…本連盟一般部、少年部、学童部で構成される
- (2) 板橋区少年親善大会…区内少年、学童で構成される
- (3) 板橋産業連合会大会…板橋産業連合会加盟チーム
- (4) 板橋区商店街対抗野球大会…板橋区商店街連合会加盟チーム
- (5) 城北四区交流大会…本連盟少年部、学童部で構成される
- (6) 荒川クリエーション学童少年野球大会…荒川に隣接する2市8区。本連盟の学童選抜チーム他
- (7) 東武鉄道杯東上線少年野球大会…東武東上線沿線に隣接する地区チーム。本連盟推薦チーム
- (8) 戸田道満少年野球大会…学童交流大会。本連盟推薦チーム
- (9) その他

(上部大会)

第6条 全国大会、関東大会等を主催、後援する公益財団法人東京都軟式野球連盟（以下「東軟連」という）大会に、成績優秀であり、またマナーの良いチームを参加させる

(一般チームの格付け)

第7条 一般チームのクラスは、5部制とする。

- 2 新規登録チームは、原則5部とするが内容により4部以上とすることがある。
- 3 主催大会で決勝に進出した2部から5部のチームは次大会より昇格する。
- 4 年間で勝率が優秀なチームは一クラス昇格する。ただし、棄権勝ちを除く。
- 5 年間で未勝利又はこれに準ずるチームは一クラス降格する。

(大会運営)

第8条 大会規定は、本連盟規程、細則及び取り決め事項並びに公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という）規程、細則及び競技者必携に定める諸規則を適用する。

- 2 監督会議には監督、主将またはチーム責任者が必ず出席すること。欠席の場合は参加を辞退したものをとする。
- 3 大会に無届で棄権した場合は、次大会は出場できないこともある。
- 4 優勝チーム及び推薦されたチームは必ず上部大会に出場しなければならない。
- 5 監督会議で説明及び決められた事項は、チーム全員に徹底させること。
- 6 学童大会において守備の時間が長い場合には健康維持を考慮し、審判員の判断で給水タイムを設けることとする。(試合時間には入れない)
- 7 雨天の際の決行、中止は午前7時まで決定し、ホームページ及び留守番電話で案内する。

(大会禁止事項)

第9条 相手チームや審判員に対する聞き苦しい野次は厳禁する。また、スタンドからの応援団の野次及び目に余る行為はチームの責任とする。

- 2 プレーを惑わす言動は絶対に行ってはいけない。
- 3 ベンチを含む競技場内では、喫煙及びガムなどを噛むことを禁止する。
- 4 素振り用パイプ及びリングの使用を禁止する。
- 5 次打者席では、投手が投球姿勢に入ったら素振りをしてはならない。投手も必ず次打席に入ること。
- 6 塁上の走者、あるいはコーチスボックスやベンチから守備側(捕手)のサインを盗み、それを打者に伝達することを禁止する。
- 7 ラフプレイは絶対にしないこと。万が一行われた場合は、当該選手はその時点で、出場停止とする。後日、本連盟より処分内容を通告する。

(不正に関する措置等)

第10条 連盟主催大会において不正を行ったチームの措置は、次により処理する。

- (1) 試合中に発覚した場合は、その試合を没収し相手チームに勝利を与える
- (2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦相手に勝利を与える
- (3) 決勝戦終了後に発覚された場合は、準優勝チームを優勝チームとする

(ベンチに入れる人員)

第11条 大会でベンチに入れる人員は、登録されユニフォームを着用した、監督を含む選手20名以内と、チーム責任者、マネージャー、スコアラー及びトレーナー(有資格者)各1名とする。

背番号は、監督30番、コーチ28番・29番、主将を10番とし、選手は0番から99番とする。

- 2 少年・学童チームは、監督、コーチは成人でなければならない。選手は20名以内とする。

3 学童チームは熱中症対策として、保護者（女性）2名以内をベンチに入れることができる。

（頭部へのヒット・バイ・ピッチ）

第12条 打者が頭部にヒット・バイ・ピッチを受けた時には、球審は攻撃側監督と協議し臨時代走の処置を行うことができる。

（電子機器）

第13条 ベンチ内での電子機器類（携帯電話、パソコン等）及び携帯マイクの使用を禁止する。メガホンはベンチ内に限り1個の使用を求める。

（チーム審判制）

第14条 大会は野球規則の周知、審判技術向上のため、チーム審判制（塁審）を採用する。

2 チーム審判員は原則、前の試合の塁審を担当し、最終試合は前の試合の勝者チームが担当する。

なお、1名は三塁審判を、1名はスコアボードを回数又は制限時間のおよそ半分をそれぞれ担当する。

3 少年・学童部は原則、1名は一塁審判を、1名は三塁審判を担当する。

4 チーム審判員は担当試合の30分前に当該専任審判員にチーム名、氏名を告げる。遅刻1回目は警告書、2回目は次大会の出場権を失う。

（ベンチの選択と攻守）

第15条 ベンチは、組み合わせ番号の若い方を3塁側、先攻とする。ただし、準決勝、決勝の攻守はトスとする。

（打順表）

第16条 試合に出場するチームは、試合開始30分前には必ず試合球場に到着し、その旨担当審判員に申し出て大会指定の打順表を受け取り、出場する選手及び予定選手を直ちに提出し照合を受けること。

2 試合開始時刻になっても球場に未到着のチーム又は試合開始時及び終了時に9人以上いないときは棄権扱いとする。

（試合形式）

第17条 大会はトーナメント方式とし、試合回数と時間制限は次のとおりとする。

（1）一般1部から3部は、9回戦又は制限時間として試合開始後110分を経過した場合は新しいイニングに入らないこととする

（2）一般4部から6部は、7回戦又は制限時間として試合開始後80分を経過した場合は新しいイニングに入らないこととする。ただし、準決勝、決勝戦は9回戦又は制限時間として試合開始後110分を経過した場合は新しいイニングに入らないこととする

（3）少年は、7回戦又は制限時間として試合開始後80分を経過した場合は新しいイニングに入らないこととする

（4）学童は、7回戦又は制限時間として試合開始後75分（決勝戦は105分）を経過した場合は新しいイニングに入らないこととする。なお、新人戦は6回戦とするが決勝戦は7回戦又は105分とする

（試合の成立）

第18条 試合の成立は次のとおりとする。

（1）6回戦の場合は3回完了時又は制限時間に達した時

（2）7回戦の場合は4回完了時又は制限時間に達した時

(3) 9回戦の場合は5回完了時又は制限時間に達した時

(得点差によるコールド)

第19条 得点差によるコールドは次のとおりとする。

- (1) 6回戦の場合は、3回完了時10点差、4回完了時7点差とする
- (2) 7回戦の場合は、3回完了時15点差、4回完了時10点差、5回完了時7点差とする
- (3) 9回戦の場合は、5回完了時10点差、7回完了時7点差とする

(タイブレーク方式)

第20条 延長戦は行わず、規定回数完了又は制限時間内で勝敗が決しない場合はタイブレーク方式を採用する。一死満塁、第1回目の打者は任意打順とし、走者は打者の前の選手を一塁、順次二塁、三塁とする。

- 2 第2回目からは継続打順とし、勝敗が決するまで行う。
- 3 少年・学童部はタイブレークを2回行い勝敗が決しない場合は、別に定める抽選方法で決める。

(特別継続試合)

第21条 第18条の試合成立前に中止となった場合は、再試合とする。ただし、試合成立後同点で中止となった場合は、特別継続試合とする。

- 2 特別継続試合は次の状態で行う。
 - (1) もとの試合が中断された状態で再開する
 - (2) 両チームの出場者と打撃順は試合が中断されたときと全く同一でなければならない
 - (3) 規則によって認められる交代は許される
 - (4) もとの試合で交代し退いたものは出場できない

(抗議権)

第22条 抗議権を有するものは、監督、主将又は当該プレーヤーのうち1名とする。

- 2 少年部・学童部は監督か当該プレーヤーとする。
- 3 ストライク、ボール、アウト、セーフ、フェア、ファウルボール等のジャッジに関する抗議は禁止する。

(監督又はコーチ等が投手のところへ行く回数の制限)

第23条 1試合3回以内とする。なお、タイブレーク方式になった場合は、2イニングに1回行くことができる。

(守備側のタイムの回数制限)

第24条 捕手又は内野手が、1試合に投手の所に行ける回数は、3回以内とする。なお、タイブレーク方式になった場合は、2イニングに1回行くことができる。捕手を含む野手が投手の所へ行った場合、そこへ監督又はコーチなどが行けば、双方1回として数える。逆の場合も同様とするが、投手の交代の場合は、監督又はコーチのみ回数には含まない。

(攻撃側のタイムの回数制限)

第25条 1試合3回以内とする。なお、タイブレーク方式になった場合は、2イニングに1回行くことができる。

(投球を受けた捕手)

第26条 投球を受けた捕手は、その場から速やかに投手に返球すること。また、捕手から返球を受けた投手は、速やかに投手板に触れて投球姿勢をとること。

(打者は速やかにバッタースボックスに入ること)

第27条 打者は速やかにバッタースボックスに入ること。また、バッタースボックス内でベンチ等からのサインを見ること。

(攻守交代時の最後のボールの保持者は)

第28条 投手板にボールを置いてベンチに戻ること。

(前進守備時の野手の位置について)

第29条 故意に打者を惑わすことと野手の安全を考慮して塁間の半分を目安として、投手がリリースするまでその位置にとどまること。

(試合球)

第30条 一般チーム及び少年チームの試合球は、全軟連（以下「J. S. B. B.」という）の公認球M号とし、チームが用意するものとする。ただし、区民大会は本連盟が用意する。

2 学童チームの試合球は、J. S. B. B.の公認球J号とし、チームが用意するものとする。ただし、区民大会は本連盟が用意する。なお、31年春季大会より採用する。

(バット)

第31条 金属、ハイコン（複合）バットはJ. S. B. B.のマークを付けた公認のものに限る。

(捕手用具)

第32条 捕手は、J. S. B. B.のマークを付けた公認の捕手用マスク（スロートガード付き）、レガーズ、プロテクター、S・Gマークの付いたヘルメット及びファウルカップを装着しなければならない。

(打者用ヘルメット)

第33条 打者、次打者、走者及びコーチはS・Gマークの付いたヘルメットを着用しなければならない。なお、イヤーフラップは両側か片側どちらでもよい。ただし、少年・学童部のイヤーフラップは両側のものとする。

(ユニフォーム等)

第34条 ユニフォーム、帽子は、同一チームの監督、コーチ、選手は同色、同形、同意匠でなければならない。

2 背番号の規格は、最小限15.2センチ以上。最大限、長さ21センチ、幅16センチ、太さ4センチ以内とする。なお、同色でなければならない。

3 胸のチーム名、マーク、ベルト、ストッキング、ソックス及びアンダーシャツは同色でなければならない。

4 スパイクの色は自由とし、全員同色でなくても構わない。ただし、学童部は金属製金具のついたスパイクを使用することはできない。

5 ネックウォーマーは、季節を考慮し着用することができる。色は原則として、黒色又は紺色の使用を認める。

(サングラスについて)

第35条 サングラスの使用は投手を除いて自由とする。ただし、帽子のひさしにかけることは禁止する。

(シートノック等)

第36 シートノックは原則行わない。試合前のノックはサイドノックとする。

2 フリーバッティングは禁止する。トスバッティングのみとする。

(ファウルボール)

第37条 ファウルボールは原則として、攻撃側で取りに行くこと。

第5章 補 則

第38条 本細則の改廃は、運営理事会の決議による。

付 則

- 1 この改定細則は平成30年1月25日運営理事会で承認、翌26日より施行する。
- 2 平成30年11月22日、第3条、第19条(2)を一部改正。